

令和3年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和3年6月23日(水曜日) 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程 2 | | 会期の決定について |
| 日程 3 | | 諸般の報告 |
| 日程 4 | | 行政報告 |
| 日程 5 | 発委第 2号 | 鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について |
| 日程 6 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 7 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 8 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程 9 | 報告第 1号 | 令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告につ
いて |
| 日程 10 | 報告第 2号 | 令和2年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告につ
いて |
| 日程 11 | 議案第 40号 | 鹿追町行政手続における特定個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例の制定について |
| 日程 12 | 議案第 41号 | 鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について |
| 日程 13 | 議案第 42号 | 鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程 14 | 議案第 43号 | 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程 15 | 議案第 44号 | 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について |

日程 16	議案第 45 号	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程 17	議案第 46 号	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程 18	議案第 47号	鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程 19	議案第 48号	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程 20	議案第 49号	鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程 21	議案第 50号	令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について
日程 22	議案第 51号	令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程 23	議案第 52号	令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
日程 24	議案第 53号	令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
日程 25	議案第 54号	令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について
日程 26	議案第 55号	令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程 27	議案第 56号	財産の取得について
日程 28	議案第 57号	財産の取得について
日程 29	同意第 2号	鹿追町副町長の選任について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	10番 安藤 幹夫議員
11番 吉田 稔議員		

4 欠席議員（1人）

9番 埴淵 賢治議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総 務 課 長	渡 辺 雅 人
総務課財政担当課長	葛 西 浩 二
総務課主幹（消防署長）	内 海 卓 実
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	平 山 宏 照
保 健 福 祉 課 長	佐々木 康 人
農 業 振 興 課 長	檜 山 敏 行
農業振興課環境保全センター担当課長	城 石 賢 一
商 工 観 光 課 長	松 井 裕 二
建 設 水 道 課 長	大 上 朋 亮
子 育 て 支 援 課 長	米 澤 裕 恵
ジオパーク推進課長	高 井 宏 行
国保病院事務長	菊 池 光 浩
総務課課長補佐兼総務係長	萩生田 訓 考
総務課課長補佐兼財政係長	武 者 正 人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹

社 会 教 育 課 長 渡 邊 恒 義

8 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳

書 記 高 瀬 俊 一

令和3年6月23日（水曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただいまから令和3年第2回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、最小限の出席者による会議とし、説明員は随時入退室を行うことといたします。

ここで報告いたします。

埴淵賢治議員、野村英雄代表監査委員から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

ここで、松本新吾副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

冒頭お時間を借りて、職員の紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

4月1日付けの異動に伴いまして、新たに議会説明員となりました職員を紹介させていただきます。

子育て支援課長、米澤裕恵です。

○子育て支援課長（米澤裕恵）

よろしく願いいたします。

○副町長（松本新吾）

次に、総務課課長補佐、萩生田訓考です。

○総務課課長補佐兼総務係長（萩生田訓考）

よろしく願いいたします。

○副町長（松本新吾）

以上で議会説明員の紹介を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により5番、加納茂議員、6番、上嶋和志議員を指名します。

日程2

会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月29日までの7日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

会期は、本日から6月29日までの7日間と決定いたしました。

日程3

諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであります。

内容を御覧の上、御了承願います。

次に、監査委員から令和3年2月分、3月分、4月分の出納検査報告書と令和3年度国保病院薬品監査実施結果報告書が提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので御参照ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長（吉田稔）

日程4、行政報告を行います。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和3年第2回鹿追町議会定例会が開催されるにあたり、行政の諸般について御報告申し上げます。

3月16日には、社会福祉関係功労者等十勝総合振興局長表彰の伝達式を行いました。
今回、受賞されましたのは白川悦子氏、河邊哲子氏のお2人です。

白川氏につきましては、平成12年3月から鹿追町社会福祉協議会理事に就任をされまして、その後、平成26年3月から現在まで社会福祉協議会の会長ということになります。

また、河邊氏につきましては、平成14年から昨年度まで社会福祉協議会理事を務められたということでございます。

お2人とも15年以上の永きにわたり、地域の福祉を推進する中核組織の一員として御尽力されまして、会の運営・発展に大きく貢献された功績が認められ今回の受賞の運びとなったものであります。

次に、3月18日、白蛇姫舞保存会の野村和夫会長がお見えになりまして、令和2年度における第28回北海道地域文化選奨特別賞を受賞されたということで報告に見えられました。

この賞につきましては、この会の活動の実績のみならず今後においても地域に活力を与えながら一層の発展を期待できるユニークで魅力あふれる活動をされている方々で地域にこういった波及効果をもたらしているか、こういったことも選考基準とされて選定されるものでございます。

次に、3月19日、令和2年度において叙勲を受けられた方々への町からの顕彰状の贈呈を行なっています。吉田議長、それから安藤副議長の御同席もいただきまして、今回は春の叙勲で瑞宝双光章を受章された富樫延行氏、それから高齢者叙勲で、旭日単光章を受章された佐藤年樹氏、お2人に顕彰状を贈らせていただいたところでございます。

3月25日には、SDGs推進に関する連携協定締結式を行いました。

締結の相手方は、帯広青年会議所の鈴木理事長であります。

帯広青年会議所につきましては、帯広市内小中学校への出前授業をはじめ、SDGsの普及啓発に積極的に取り組んでおられまして、管内全市町村と協定を結ぶということで取り組んでおります。ほぼ全市町村との提携が終わりつつあるのかなと思っておりますけれども、本町においても今後さらなる持続可能なまちづくりを推進するということで、ゼロカーボンシティへの取組、帯広青年会議所、いろんな関係団体としっかりと取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、3月31日には、東京都台東区との特定分野における連携協定及び災害協定の締結式をオンラインで行いました。

本町からは、私と吉田議長、それから台東区からは服部区長、石塚議長をはじめ関係者が参加して行われました。

本町にとっては国内で現在唯一の連携都市である東京都台東区との協定の締結ということでありまして、平成29年に締結した特定分野、環境・産業における連携協定の継続、そして今回新たに災害時の物資提供や職員派遣などを内容とする「災害時相互応援協定」を行なったところであります。

台東区との交流につきましては、皆さん御承知のとおり民間レベルの交流から現在に至っているところであります。この中でなかなか交流が進まない現状にありますけれども、今回の新たな協定締結ということもございまして、さらなる交流を発展させていきたいと思っております。

4月1日には、新しい学童保育所のオープニングセレモニーを行いました。

これも吉田議長、安藤副議長、それから畑総務文教常任委員長の御出席も賜りまして、セレモニーを行なったところであります。

当日、学童保育所の児童40人くらい来ていたということでありまして、児童代表への記念品贈呈、それから子供たちからのお礼の言葉をいただいたところであります。

新しい施設、大変使いやすいと好評をいただいているところであります。

新型コロナウイルスが収束しましたら、こども園の隣ということもありますので、小学生の子供たち、それから園児、それからすぐそばのもみじの里などとの交流、これらも含めて活発な活動内容になると期待をしているところであります。

次に、4月15日には、過疎制度に係る中央訪問ということで、国会議員の議員会館を中心に訪問をさせていただきました。

過疎の問題につきましては、皆さんにいろいろ御心配いただきましたけれども、新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで、また10年間の時限立法で措置をされ、当初、除外の可能性があるとされていた13市町村がございましたけれども、道内はおかげさまで10の町村が継続をされ、残念ながら3つの市町村が除外、それから新たに2つの町が加わったことで、道内179市町村のうち、従来指定が149だったところが差し引きで1つ減って148となったわけでありまして。

今回、昨年、一昨年来、中央に対して要望活動を続けてきました関係する町と一緒にということで、いろいろな状況があって、鹿追町を含めて6つの町村で回ってまいりました。

総務省、それから特に自民党の過疎対策特別委員会の関係の議員、それから道内選出の

国会議員等々のところにお邪魔をして、お礼と今後の過疎の関係について意見交換をさせていたいたところでもあります。

4月22日には、同様に今回の過疎の関係で北海道、それから北海道町村会にも様々な面で支援をしていただきましたので、まず前段で北海道町村会にお邪魔をしまして、棚野会長は所用でお会いできなかったのですけれども、柴田常務、それから山内事務局長にお礼の挨拶を13町村でさせていただきました。

その後、道庁に行きまして鈴木知事、それから5月末で総務省に帰任をされましたけれども、当時の中野副知事、それぞれお礼と懇談をさせていただいたところでもあります。

同じく同日、4月22日には、北海道町村会の第75回定期総会が2年ぶりということで開催をされました。昨年は書面会議でございました。

全道の144町村のうち137の町村長が出席をされました。

令和3年度の事業計画、予算、それから政務活動方針、それから令和2年度決算、活動報告など、あるいは第75回大会の決議、13項目ありましたけれども、新型コロナウイルス対策、地方創生等々の決議がなされたところでもあります。

それから令和元年の5月23日以降、一昨年の大会以降、新たに18人の新しい町村長が誕生したということで、一言ずつ全体の中で挨拶があったところでもあります。

役員改選の年でありまして、棚野会長が留任をされ、十勝では高橋会長が副会長に就任をしたという人事がございました。

次に4月20日、それから5月25日、それぞれバイオマス産業都市推進協議会バイオガス部会、私が部会長をさせていただいている運営幹事会、第4回、第5回ということで2回開催をされております。

バイオマス産業都市推進協議会バイオガス部会の幹事の皆さん、それから来賓で農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課、清水課長ほかの参加、全体で約30人ということで、新型コロナウイルス対策ということでウェブ開催をしております。

今回の幹事会では今の「FIT制度」に代わる新たな「FIP制度」に移行された場合のコスト試算等々について、プラントメーカーも会員として入っておりますのでこれらの関係について試算の結果報告等がされております。今後、電力市場連動型であるFIP制度の詳細については、資源エネルギー庁、あるいは調達価格等算定委員会でのヒアリングが予定されていることもございまして、廃棄物適正処理施設であるバイオガスプラントの重要性、これについてもしっかりと関係機関に御認識をしていただくことで、産業都市の

組織は非常に重要な役割を果たしているということでしっかりと対応してまいりたいと思っております。

次に、4月28日には、鹿追町商工会からの要望がございました。

議長にも御同席をいただきまして、今回、この定例会で提案をさせていただきますけれどもプレミアム付き商品券発売等に係る要望、それから町内の経済、商工会員の情報等々について御説明をいただいたところであります。

次に、5月10日には、「鹿追町ゼロカーボン・プラス・プロジェクト」ということで、ゼロカーボンシティの取組の1つとして職員の徒歩・自転車通勤の推奨、あるいは業務の中で公用自転車を配置して施設間の移動などに利用するという、脱炭素にプラスして職員の健康増進等々に資する取組を始めております。

ゼロカーボンシティの関係につきましては、3月の定例会で宣言をさせていただきましたけれども、本町のバイオガスプラントを核とする再生可能エネルギーのさらなる有効活用を進めまして、2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すというものでございまして、本年度、これらの実現に向けた具体的な計画を作成するという、今、取り組んでいるところであります。

今後もこのプロジェクトを皮切りに脱炭素に向けた取組を加速させたいと考えておりまして、町民の皆さん、あるいは関係機関と連携して進めてまいりたいと思っております。

5月11日には、令和3年度第1回行財政改革推進本部会議を応接室で開いております。

課長職以上で構成をしております組織でありますけれども、本年度の行財政改革の内容については公共施設、あるいは公共料金の在り方、ICTの推進による業務改善等を検討することといたしまして、職員のプロジェクトチームも立ち上げることにいたしました。また民間組織である行財政改革推進審議会の委員につきましては、新型コロナウイルスの状況もあるということで最小限の7人の委員にお願いすることといたしまして、年内12月までには審議会に対して諮問した答申が得られるようなスケジュールで進めてまいりたいと思っております。

続きまして、5月20日には、カナダ、ストニイプレイン町とオンライン、ウェブでのチヨイ町長との会談を行っております。

向こうの時間帯との関係もあります。こちらでは午前8時、ストニイプレイン町では夜の時間帯になるかと思っておりますけれども、会談でありました。

その時の会談では、お互い両国、両町の新型コロナウイルスの感染状況、それからそれ

ぞれのワクチンの接種状況などを確認した後、今年度の両町の交流事業の関係、それから次年度以降の視察団の派遣、それから鹿追高校生の短期留学の関係、それから本年9月1日開催予定の本町の開町100年記念式典のストニープレイン町からのオンラインでの参加、これらについて話し合いをさせていただきました。

チョイ町長からは、我々の交流が35年以上も続いている。今まで様々な困難を克服してきた多くの人の努力があったからこそということでありまして、これについてはこれからも続くし、距離や国境によって妨げられるものではない。両町の若者たちがストニープレイン町と鹿追町だけではなくアルバータ州と北海道、あるいはカナダと日本の友好に貢献してくれると強く感じている。これからもこの交流をしっかりと続けていきたいとお言葉をいただいたところであります。

いずれにしても高校生の派遣をはじめ今後の実際の往来については、新型コロナウイルスの状況等々をよく見ながら考えていかなければならないと思っています。

最新の情報では、カナダでは新型コロナウイルスワクチン接種は、やはり日本より進んでおりまして、ストニープレイン町では12歳以上の1回目のワクチンも半数以上進んで60%近く進んでいるということで、感染者もだんだん減ってきているという情報もいただいております。現実の交流はどの時点で始められるか、これはしっかりと新型コロナウイルスの状況を見ながらいろいろと情報交換をしていきたいと思っていますところであります。

次に、6月3日には、これも鹿追町商工会の要望でございますけれども、例年実施をしておりました鹿追町花火大会についてはなかなか従来どおりの開催も難しいということでもありますけれども、その代わりということではないのですが、瓜幕市街地、それから鹿追市街地域、2回に分けて新型コロナウイルスの収束、あるいは地域経済再生を願って花火を打ち上げたいということで、町民全体の花火大会ということで予算措置をさせていただいておりますので、その範囲の中で瓜幕市街、鹿追市街で実施したいということで、これについては議会の皆様にも御了承いただいて現在計画をされているところでございます。

次に、今週の月曜日6月21日、防衛の陳情に私どもと議長で北海道防衛局、それから北部方面総監部のほうにお邪魔をさせていただきました。

従来からの要望事項である陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会の鹿追駐屯地の維持拡充・増員について、それから本年3月に共用開始された自衛隊官舎のお礼と併せてさらなる自衛隊宿舎の無料化の範囲の拡大をお願いするとともに、本町で継続して実施をしている障害防止対策事業の令和4年度の継続事業の要望等も行なってもらいました。

特に、北部方面総監部では本年3月に新しい総監として沖邑佳彦陸将が御就任をされて今回初めて御挨拶をさせていただいたところでございます。

先週業務で第5旅団にもお見えになっていたお話もされておりましたけれども、今後とも鹿追駐屯地について御配慮いただきたいというお願いもしてまいったところでもあります。

最後に新型コロナウイルスの関係を簡単にお話しさせていただきたいと思います。

5月から今回の6月20日をもって緊急事態宣言が終了するというところで、その間対策本部を随時開催しております。

直近の話では、6月19日の土曜日に対策本部を開きまして、緊急事態宣言の解除、それから北海道の方針が示されたことを受けて、6月21日以降の、特に公共施設の関係の対応等を中心に協議をして、原則的に6月21日から通常の形で公共施設を開館しているところでございます。いずれにしても、開館等の手続きはもちろんですけれども、従来どおりの感染防止対策は当然引き続き行なっていかなければならないということで、これらのことについては、防災無線、鹿追町のホームページ、あるいは新聞折込チラシ等で周知をさせていただいたところでもあります。

一方、ワクチンの接種でありますけれども、65歳以上の方の高齢者につきましては、約94%の方が予約をしていただきまして、2回目の接種がおおむね今週中で終わるという見込みになっております。また、64歳以下の基礎疾患をお持ちの方についてはチラシ等で周知をいたしまして、今週の土曜日に接種ができるということでチラシ等で周知をいたしましたところ55人ぐらいの申込みがあったということでございます。

それから64歳以下、当面40歳以上、64歳までの方については月曜日に接種券を郵送いたしました昨日届いております。昨日から7月5日から接種ができるということで、今、予約が入っていると聞いております。

今回、この40歳から64歳までの枠に私も入っておりますので、昨日ウェブで予約をして7月5日に1回目接種する予約をさせていただきましたので、「町長、どうしたんだ」とよく聞かれますので、念のためそういう予定でおりますので御報告を申し上げたいと思います。

その後の12歳から40歳までの予約の関係については、8月に入ってから接種券を郵送して、8月の中旬以降、接種ができるということで、順調に進めば全町民、12歳以上の希望する町民への接種は9月20日の週くらいで終わることができるのではないかと考えているところでもあります。

以上、行政報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田稔）

これから行政報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

株式会社福原の会長と2度ほど会われておりますけれども、内容説明できる範疇でお願いいたします。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

内容については、今、休館しているホテル福原の再開に向けての状況やお願いということで、2回ほど議長に御一緒いただいております。

この関係につきましては、なかなか経済状況も厳しいということで、正直思ったように進んでいないということでもあります。株式会社福原も不動産管理の関係のところをお願いをして進めているということもございますけれども、いろいろな関係のところと随時様々な協議、申入れがあったり見学のことがあったり、提案があったりということで、そういう状況が続いているそうですけれども、なかなか実現につながっていない現状にあります。

いずれにしてももう3年以上経っておりますし、いろんな耐震の助成制度の期限もだんだん迫ってきているということでもありますので、今後も株式会社福原、あるいは不動産の関係をやっているところとの状況も随時確認をしておりますので、これについてはしっかりと対応していただくようにこれからも随時連絡を取っていきたいと思っております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

これで行政報告を終わります。

日程 5 発委第 2 号 鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（吉田稔）

日程 5、発委第 2 号、鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上嶋和志議会運営委員長。

○6 番（上嶋和志）

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

鹿追町議会会議規則の一部を改正する規則。

鹿追町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 は、欠席届の事項でございますけれども、前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠にあつては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

次は、請願書の記載等に関する事項でございますけれども、第 89 条第 1 項中「提出年月日」の次に「及び」を加え、「、請願者の住所及び氏名」を「請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に改め、「記載し」の次に、「、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名」を加え、「、押印」を「押印」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、第 2 条は、議会欠席の届出規定であり、議員が議員活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能とする観点から、その象徴となる欠席事由を例示し、多様な人材が町議会へ参画できる環境整備を図るものである。

第 89 条は、請願書記載事項等の規定であり、請願者の押印義務付けから、請願者が自署している場合は押印を不要とし、利便性向上を図るものである。

なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真実性を確保するため、押印を必要とする。

以上、よろしく御審議をいただき議決をいただきますようお願いをいたします。

○議長（吉田稔）

申し上げます。

附則について、この条例は、公布の日から施行するとするとなっておりますが、「条例」ではなく「規則」でありますので、御訂正をいただきたいと思っております。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉田稔）

日程6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年4月1日に施行されることから、鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであり、主な改正点は5点で、1点目が、固定資産税、土地の負担調整措置の令和5年度までの延長、2点目、環境性能割の税率区分の見直しと臨時的軽減期限の9か月延長、グリーン化特例の2年延長、3点目が東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期間5年間延長、4点目が住宅借入金等特別税額控除の拡充と延長、5点目が条文の整理であります。

次のページの専決処分書を御覧ください。

処分内容を申し上げます。

第1条、鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定についてでありまして、それぞれ条文を整理し、申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

第53条の8は、特別徴収税額の規定であり、条文の整理となるものであります。

第53条の9は、退職所得申告者の規定であり、第3項、第4項を加えまして、申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものであります。

第81条の4は、環境性能割の税率の規定であり、読替規定の整理となるものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であり、第14項を削り、併せて条文の整理となるものであります。

次に、5ページ、附則第11条は、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定であり、評価替えに伴いまして、見出しの年度を「令和3年度から令和5年度まで」に改めるものであります。

附則第11条の2は、土地の価格の特例の規定であり、見出し及び第1項、第2項中の年度を「令和元年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」にそれぞれ改め延長するものであります。

附則第12条は、宅地等に対して課する年度分の固定資産税の特例の規定であり、見出し及び第1項、第4項、第5項の「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に、第2項、第3項の「平成30年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」にそれぞれ改め延長するものであります。

附則第 13 条は、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例の規定であり、見出し及び第 1 項中の「平成 30 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 2 年度」を「令和 5 年度」にそれぞれ改め、併せて条文を整理し延長するものであります。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例の規定であり、第 1 項中の「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度」に、第 2 項中の「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」にそれぞれ改め延長するものであります。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定であり、条文を整理した上で、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 12 月 31 日」に改め、9 か月間延長するものであります。

附則第 15 条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定であり、読替規定の整理となるものであります。

附則第 16 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定であり、条文を整理し、併せて第 6 項から第 8 項を加え、特例を 2 年間延長するものであります。

6 ページ、附則第 16 条の 2 は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定であり、条文を整理するものであります。

附則第 22 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定であり、「令和 3 年度」を「令和 8 年度」に改め、5 年間延長するものであります。

附則第 26 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定であり、第 2 項を加えまして、税額控除の拡充と延長をするものであります。

次に、第 2 条、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 3 条中の第 48 条第 10 項、第 50 条第 4 項、第 52 条、附則第 3 条の 2、附則第 4 条第 1 項は法改正による適用条項のずれに伴う条文の整理となるものであります。

次に、附則第 1 条は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、第 2 条から第 4 条はそれぞれ経過措置についての規定であります。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

御審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉田稔）

日程7、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法が失効しますが、令和3年1月1日から3月31日までに施設の新設、増設した施設については、法律の執行後もその効力を有していることから固定資産税の課税免除を行なえるよう条例の一部を改正する条例の専決をさせていただいたものであります。

次のページの専決処分書を御覧ください。

処分内容を申し上げます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第1条は、趣旨の規定であり、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、附則第2項に見出しとしまして、この条例の失効を付し、「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、附則第3項の失効に伴う経過措置を加えるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は令和3年4月1日から施行し、改正規定は、公布の日から施行するとするものであります。

以上、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げました。

御審議の上、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉田稔）

日程8、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分といたしました事由を申し上げます。

この事業につきましては、入札を実施した上で事業者と打ち合わせを行い進めておりましたが地域からの要望もあり、内容の変更のため再度設計を行なった上で変更後の内容で環境省への許可申請に時間を要してしまい、降雪凍上により年度内の設置が困難となった

ため繰越明許とする専決をさせていただいたものであります。

次のページの専決処分書を御覧ください。

処分内容を申し上げます。

令和2年度鹿追町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、繰越明許費の補正であります。

総務費、総務管理費で、文化財史跡看板外更新事業といたしまして、146万3千円を繰越明許費として専決処分したものであります。

以上、令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第14号）の専決処分について御説明申し上げます。

御審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程9 報告第1号 令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（吉田稔）

日程9、報告第1号、令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第1号は、令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費について、次のとおり報告するをいたしまして、総務費、総務管理費の定住促進住宅建設奨励事業は、9戸分で480万円としましたが、7戸分、330万円の繰越し。

住宅用太陽光発電システム導入費補助事業は、補正どおり1戸分、20万円の繰越し。

文化財史跡看板外更新事業は、補正どおり146万3千円の繰越し。

高度無線環境整備推進事業は、補正どおり3億7075万4千円の繰越し。

消防署関連防疫用消耗品整備事業は、125万円としましたが、124万5千円の繰越し。

衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、補正どおり2591万円の繰越し。

清掃費の十勝圏複合事務組合負担金事業は、補正どおり6千円の繰越し。

農林費、農業費の環境保全センター用トラクター・スラリータンカー整備事業は、8438万1千円としましたが、入札の結果6886万円の繰越し。

道営土地改良事業は、2地区合計で補正どおり5226万4千円の繰越し。

款項、商工費の鹿追町企業活性化推進助成事業は、2200万円としましたが、2198万4千円の繰越し。

教育費、小学校費の学校保健特別対策事業は、補正どおり400万円の繰越し。

中学校費、学校保健特別対策事業は、補正どおり160万円の繰越しであります。

以上、5つの款にわたります事業の翌年度繰越額の合計が、5億5158万6千円であり、財源内訳は国・道支出金、2億8213万円、地方債、1億6020万円、その他財源、7554万4千円、一般財源、3371万2千円として繰越しとなるものであります。

以上、令和2年度鹿追町一般会計繰越明許費について御報告申し上げます。

御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第1号は報告済みといたします。

日程10 報告第2号 令和2年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告について

○議長（吉田稔）

日程 10、報告第 2 号、令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

報告第 2 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しの報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告するといたしまして、農林費、農業費の環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置事業 7150 万円の事故繰越しとなるものであります。

なお、財源内訳は全額がその他財源となるものであります。

以上、令和 2 年度鹿追町一般会計事故繰越しについて御報告いたしました。

御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第 2 号は、報告済みといたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11 時 15 分といたします。

休憩 10 時 56 分

再開 11 時 15 分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程 11 議案第 40 号 鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 12 議案第 41 号 鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長（吉田稔）

日程 11、議案第 40 号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 12、議案第 41 号、鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

以上 2 件は関連がありますので一括して提案説明と質疑、討論を行い議件ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 40 号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 41 号、鹿追町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので、一括で御説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正され、特定個人情報の提供に係る引用規定の改正及び個人番号のカード発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、再交付手数料の徴収に関する改正が、令和 3 年 9 月 1 日から施行されることに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

はじめに、議案第 40 号、鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 1 条は、趣旨についての規定であり、引用する法律を第 19 条第 10 号から第 11 号に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

次に、議案第41号、鹿追町手数料徴収条例の一部を次のように改正するといたしまして、別表は、手数料の種類及び金額の規定であり、「36、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付、1枚につき800円」を削るものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、議案第40号及び議案第41号について改正内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 42 号 鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 13、議案第 42 号、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 42 号は、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び施行令等の一部を改正する政令が、令和 3 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されましたことに伴いまして、審査の申し出等の際の押印が廃止されたことにより、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 4 条は、審査の申出の規定であり、第 4 項を削り、第 5 項、第 6 項をそれぞれ繰り上げるものであります。

第 8 条は、口頭審理の規定であり、第 5 項中の「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第 43 号 鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 14、議案第 43 号、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 43 号は、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律がそれぞれ施行されますことから、関係する条例の一部を改正するもので主な改正点は 3 点で、1 点目が非課税限度における国外居住親族の取り扱いの見直し、2 点目が、セルフメディケーション税制の延長、3 点目が、条文の整理であります。

内容について御説明いたします。

鹿追町町税条例の一部を次のように改正するをいたしまして、第 24 条は、個人の町民税

の非課税の範囲の規定であり、第2項に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養者に限る。以下、この項において同じ。)」を加え、国外居住親族の取り扱いを見直すものであります。

第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定であり、第1項に「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、国外居住親族の取り扱いを見直すものであります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定であり、第1項に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養者に限る。以下この項において同じ。)」を加え、国外居住親族の取り扱いを見直すものであります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定であり、「令和4年度」を「令和9年度」に改め、適用期間を延長するものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合の規定であり、第16条の条文を法改正に伴い整理するものであります。

次に、附則第1条は施行期日の規定であり、この条例は、令和4年1月1日から施行し、第24条第2項、第36条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年1月1日から、附則第10条の2第16号及び附則第3条の規定は、法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものであります。

附則第2条、附則第3条は、それぞれ経過措置についての規定であります。

以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 44 号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 15、議案第 44 号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 44 号は、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

北海道より市町村国保事業納付金額の通知があり、また令和 3 年度における国民健康保険加入者の所得が確定いたしましたので、これらを勘案しまして、鹿追町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、過日答申を得ましたので所要の改正をいたたく提案するもので、併せて地方税法の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が著しく困難となった方の保険料の減免を継続して行えるよう条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 2 条は、課税額の規定であり、第 1 項を第 1 号から第 3 号の条文に整理した上で併せて第 2 項から第 4 項の文言を整理するものであります。

26 ページになります。

第 3 条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割の規定であり、第 1 項の「100 分の 4.30」を「100 分の 4.90」に改めるものであります。

第 5 条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定であり、不要となる文

言を削るものであります。

第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定であり、「100分の0.60」を「100分の0.90」に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であり、第2項を削るものであります。

附則第19項は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例の規定であり、「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、1年間延長するものであります。

次に、附則第1項は、施行期日等の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用し、第2項は適用区分の規定であります。

以上、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容を御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 議案第 45 号 鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程 17 議案第 46 号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（吉田稔）

日程 16、議案第 45 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程 17、議案第 46 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

以上 2 件は関連がありますので、一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 45 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 46 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

関連がありますので一括で説明させていただきます。

提案理由を申し上げます。

特区小規模保育事業を行う事業所を連携協力を行う事業所として設定することを認める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和 3 年 4 月 1 日から施行されましたことから、関連する条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

はじめに、議案第 45 号、鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 6 条は、保育所等との連携の規定であり、

それぞれ文言を整理するものであります。

附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 46 号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 42 条は、特定教育・保育施設等との連携の規定であり、第 4 項第 1 号に「(同法第 73 条第 1 項の規定により、読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項はそれぞれ文言を整理するものであります。

附則は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第 45 号、議案第 46 号について改正内容について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 18 議案第 47 号 鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（吉田稔）

日程 18、議案第 47 号、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 47 号は、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

所得税法等の一部が改正され「寡婦（寡夫）」の定義が見直され、ひとり親の規定が新設されたことに伴いまして、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が施行されましたので、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町公営住宅管理条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 8 条は、入居者の選考の規定であり、第 4 項の「寡婦（寡夫）」を「ひとり親世帯の親」に改めるものであります。

次に、附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、鹿追町公営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 19 議案第 48 号 鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程 19、議案第 48 号、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 48 号は、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる介護保険の第 1 号保険料の令和 3 年度における減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについて厚生労働省から通知があり、引き続き財政支援が継続されることとなりましたので、条例の一部を改正するものであります。

内容について御説明いたします。

鹿追町介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第 7 条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の規定であり、減免の期間を「令和 4 年 3 月 31 日」までとし、減免の要件を第 1 号及び

第2号により規定するものであります。

次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日から適用するもので、第2項は、経過措置についての規定であります。

以上、鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程20 議案第49号 鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田稔）

日程20、議案第49号、鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 49 号は、鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由を申し上げます。

令和 2 年度において、鹿追町特定環境保全公共下水道事業計画を策定し、計画人口の見直しを行いましたので、関係する条例の一部を改正したいとするものであります。

内容について御説明します。

鹿追町公共下水道設置条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 3 条は、面積及び計画人口の規定であり、第 2 号中、「日最大数」を「日平均数」とし、計画人口「3,300 人」を「180 人」に、区域人口「230 人」を「20 人」に、観光人口（宿泊）「1,510 人」を「110 人」に、観光人口（日帰り）「1,560 人」を「50 人」にそれぞれに改める。

附則は、施行期日の規定であり、この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、鹿追町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程 21 議案第 50 号 令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（吉田稔）

日程 21、議案第 50 号、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 50 号は、令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 億 5428 万 8 千円を追加しまして、総額を 68 億 2107 万 9 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、40 ページより御説明申し上げます。

款項目、議会費の報酬で 74 万 7 千円、職員手当等で 27 万 7 千円のそれぞれ減額。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で 57 万 9 千円、職員手当等で 24 万 6 千円のそれぞれ減額、備品購入費で 19 万円の追加。

公害防災費の使用料で 2 千円の追加。

ジオパーク事業費でセミナー開催のため旅費で 15 万円、需用費、消耗品費で 1 万円、役務費で 7 千円のそれぞれ追加。

新型コロナ緊急経済対策事業費で子育て世代生活支援特別給付金、感染症対策環境整備、プレミアム付き商品券発行支援事業、教育支援センター改修等で報酬で 44 万 5 千円、共済費で 6 万 2 千円、需用費、消耗品費から修繕料合計で 216 万円、役務費で 15 万 7 千円、使用料で 6 万 3 千円、工事請負費で 700 万円、備品購入費で合計 504 万 3 千円、負担金で合計 3648 万 8 千円のそれぞれ追加。

徴税费、賦課徴収費の報酬で 168 万 5 千円、職員手当等で 37 万 2 千円のそれぞれ減額。

項目、監査委員費の報酬で5万2千円の減額。

民生費、社会福祉費、老人福祉施設費で寿勤労会事務所整備で需用費、消耗品費で3万円、役務費で2万2千円、使用料で2万2千円、備品購入費で合計71万7千円のそれぞれ追加。

在宅福祉費の負担金で社会福祉協議会活動補助金で212万9千円、繰出金で介護保険特別会計繰出金で33万1千円のそれぞれ追加。

児童福祉費、児童福祉施設費、委託料で29万2千円の追加。

児童措置費の報酬で145万4千円、職員手当等で22万1千円のそれぞれ追加。

衛生費、保健衛生費、予防費の備品購入費で132万円の追加。

清掃費、清掃総務費の需用費、印刷製本費で13万5千円、委託料で小型家電処理のため122万円のそれぞれ追加。

農林費、農業費、農業振興費の負担金で畑作構造転換事業補助金6080万7千円の追加。

農業用水事業費の繰出金で下水道特別会計繰出金で130万円の追加。

款項、商工費、商工業振興費の負担金で店舗等修繕補助金で100万円の追加。

観光費、報酬で173万3千円、職員手当等24万8千円、需用費、消耗品費で10万円、修繕料で然別湖畔園地修繕で150万円の合計160万円のそれぞれ追加。

魚族資源保護対策費で岩松養魚場修繕費等で原材料費で29万円、備品購入費で8万8千円のそれぞれ追加。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、修繕料で470万円の追加。

道路新設改良費の工事請負費で鹿迫小学校東側ストニィプレイン通り歩道補修で320万円の追加。

都市計画費、公園緑地費の報償費で21万円の追加。

住宅費、住宅管理費の報酬で168万5千円、職員手当等で37万2千円のそれぞれ追加。

教育費、教育総務費、教育振興費は、財源内訳の補正であります。

共同調理場費の報酬で69万3千円、職員手当等で7万9千円のそれぞれ追加。

車両管理費の役務費で6万6千円の追加。

保健体育費、体育振興費の負担金で1万円の追加。

諸支出金、項目、基金費の積立金で町づくり基金積立金に昨年度に町内笹川の田中恒雄様から3万円の御寄附がありましたが予算化することができなかつたため、一般財源により3万円、地域福祉基金積立金に50万円、環境保全センター基金に1896万5千円、ふる

さと寄附金基金積立金に 100 万円の合計 2049 万 5 千円の追加であります。

次に歳入、37 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 4046 万 1 千円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で 16 万 4 千円の追加。

国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 4442 万 3 千円の追加。

衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金で 47 万 6 千円の追加。

道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で 8 万 2 千円の追加。

道補助金、総務費道補助金の総務管理費補助金で 620 万円の追加。

農林費道補助金の農業費補助金で 6080 万 7 千円の追加。

款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市の土井清夫様よりふるさと納税として 100 万円の御寄附があり、99 万 9 千円の追加。

民生費寄附金、社会福祉費寄附金で町内瓜幕の鷺山佳子様より福祉のため 50 万円の寄附があり、49 万 9 千円の追加。

教育費寄附金、保健体育費寄附金で町内の匿名の方から弓道振興のため 1 万円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で 16 万 7 千円の追加であります。

以上、一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから歳出、款 1、議会費から款 4、衛生費、44 ページまでと関連の歳入についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、上嶋和志議員。

○6 番（上嶋和志）

41 ページ、新型コロナ緊急経済対策事業費の教育支援センター改修工事についてお尋ねをいたします。

教育支援センター、本年 4 月より、ピュアモルトクラブハウスにて開設され、専用施設が必要ということで今回予算提案されたわけでございます。

教育支援センターは、病気や経済的事由を除く 30 日間以上学校に行かない、それとも行けない児童生徒を支援するという目的で設置されるものでございますけれども、目指す方向としては、学校への復帰、もしくはそれがかなわなければ社会的自立を促すような目的

で設置されるものと思っております。

今回、これを設置するにあたり、現在の鹿追町における支援を受けなければならない状況、数についてお尋ねすると、それから対象者を鹿追町内の小学校・中学校・高校の児童・生徒と伺っております。高校について、小中学校は義務教育であって、高校は義務教育ではないですけれども、それを含めた事由について、それからもう1点、支援センターへの登校は登校扱いとする事由もあると聞いているのですけれども、支援センターに通う子も普通に登校する子と一緒に考えるのかどうか。

その3点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田稔）

宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

まず1点目の対象者の数です。

具体的な数になってしまうと、小さい町で特定される心配もあるということで、大まかな数字とさせていただきます。

中学生に関しては、5人以下の数人が対象者となっています。

小学生については、30日以上欠席者というのはいません。ただ不登校につながるような懸念のされる子供たちというのは、数人いる状況です。そちらについては、常に相談を受けながら行なっているところです。

2点目の高校生もなぜ対象としたかというところですが、鹿追町では幼稚園から高校まで一貫教育をしていますから、その中で義務教育後の高校であっても社会的な自立のための支援が必要であれば、当然していこうというのが、私たち教育委員会の考えです。

3点目の登校への扱いですが、私今確実なことをお答えできないので調べてからでもよろしいでしょうか。

○議長（吉田稔）

6番、上嶋和志議員、よろしいですか。

○6番（上嶋和志）

高校については町外からも通ってこられるお子さんもかなりいる。その扱いについて、どうされるのか。

それから、スクールカウンセラーの派遣が去年より今年が多いというようなお話も聞いておりますけれども、スクールカウンセラーとの関係、連携をとってやらなければならない

いと思うのですけれども、それについていかがなものか。

それから当然、一番家庭に問題というか課題がある家庭が多いということで、家庭との連携をいかに図って、連携協議について。

それから新しく施設が設置されるということで、その設置条例についてどのように考えているか、それを併せてお聞きいたします。

○議長（吉田稔）

答弁、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

まず1点目の町外から通う高校生についてです。

鹿追町では高校生も当然町内に存在にする高校の生徒というくくりの中で、町外から通う生徒についても支援の対象にしたいと考えています。

それからスクールカウンセラーとの連携ですが、今この対応については、まず最初に学校に行けなくなった時点で学校に相談があります。その中では、学校ではスクールカウンセラーを配置していて、スクールカウンセラーがその状況を聞き取った中で私たちのほうにお話をいただいて、私たちはスクールカウンセラーからの状況を基に合同で連携をして対応しているところです。ですので、直接私たちの元に相談に来る前には必ずスクールカウンセラーの耳に入っている状況ですので、連携して対応するようにいたしております。

3点目の家庭との連携についても同様です。

いきなり家庭と連携するというよりも、まず学校に話をいただいて、学校に何らかの事情で来にくくなったということで、我々はスクールカウンセラー、それから家庭に必ずきちんとお話をし、それから家庭との状況を聞きながら教育支援をどのように行なっていくかということを考えるようにしています。

最後に条例の関係ですが、今のところ設置の規則で考えようと思っております。

以上です。

○議長（吉田稔）

よろしいですか、6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

教育センターの設置については十勝管内でも結構早い時期の設置ということで、鹿追町は教育に力を入れていますということで、評価をさせていただきます。

この教育支援センターが意義あるものであることを願って質問を終わらせていただきます。

す。

○議長（吉田稔）

後ほど、答弁漏れは調べて答弁していただきます。

ここで暫時休憩といたします

再開は13時といたします。

休憩 12時58分

再開 13時00分

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁漏れがありますので、宇井学校教育課長。

○学校教育課長（宇井直樹）

教育支援センターに通った場合の登校の判断についてお答えします。

最終的には学校長の判断となりますが、鹿追町教育委員会が設置する公的機関に通う子供たちで出席の扱いになるかというのは、現実的な対面であれオンラインでの対面であれ対面というのが判断の基準となります。それなので、鹿追町教育委員会が設置する公的な教育支援センターということで、そこに通っていただければ今回は対面で行なって登校という判断になると思います。あくまでもこれは義務教育の学校長の判断となります。

それから併せて先ほど設置に関して規則と話したのですが、あくまでも設置については条例として、運営に関しては規則というふうに考えたいと思います。

条例については、今後しかるべき時期に提案したいと思います。

以上です。

○議長（吉田稔）

質問ありますか、6番、上嶋和志議員。

○6番（上嶋和志）

規則についてはこだわりがあって、やはり重要な施設で、独立した施設ということで条例で定めるのがいいと思っております。そのように取り計らっていただきたいと思います。

○議長（吉田稔）

質疑、その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。

ここで説明員の入れ替えを行いたいと思います。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出、款 5、農林費、44 ページから、款 11 の諸支出金、47 ページまでと関連の歳入についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 9 人

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで説明員の入れ替えを行いたいと思います。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程 22 議案第 51 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（吉田稔）

日程 22、議案第 51 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）に

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 51 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ 625 万 4 千円を減額しまして、総額を 7 億 8552 万 8 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、54 ページより御説明いたします。

保険給付費、葬祭諸費、葬祭費の負担金で 9 万円の追加。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分、一般被保険者医療給付費分の負担金で 146 万 3 千円の減額。

後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金で 234 万 9 千円の減額。

項目、介護納付金分の負担金で 253 万 2 千円の減額であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で 402 万 7 千円の減額。

後期高齢者支援金分現年課税分で 295 万 3 千円の減額。

介護納付金分現年課税分で 63 万 6 千円の追加。

道支出金、道補助金、保険給付費等交付金の普通交付金で 9 万円の追加であります。

以上、鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 23 議案第 52 号 令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第 1 号) について

○議長（吉田稔）

日程 23、議案第 52 号、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 52 号は、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）となる
ものです。

第 1 条、令和 3 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定め
るところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 2 条に定めます業務の予定量の補正で
あり、(5) 建設改良事業、1 有形固定資産購入費「1892 万円」に 66 万円を追加しまして、
「1958 万円」に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきまして
は、第 1 款、病院事業収益、第 1 項、医業収益に 173 万 8 千円を追加しまして、補正後の
額を 6 億 6645 万円とするものであります。

支出につきましては、第 1 款、病院事業費用、第 1 項、医業費用に 173 万 8 千円を追加
し、補正後の額を 6 億 6645 万円とするものであります。

第 4 条は、予算第 4 条に定めます資本的収入及び支出の補正であり、収入につきまして

は、第1款、資本的収入、第1項、他会計補助金に66万円を追加し、補正後の額を487万円とするものであります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費に66万円を追加し、補正後の額を6017万4千円とするものであります。

第5条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、66万円を追加し、補正後の額を2億6158万8千円とするものであります。

次に、補正予算内容につきまして、補正予算説明書により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、その他医業収益で173万8千円の追加。

支出は、病院事業費用、医業費用、材料費で150万円、経費で23万8千円のそれぞれ追加であります。

次に、資本的収入及び支出の収入は、資本的収入、項目、他会計補助金で66万円の追加。

支出は、資本的支出、建設改良費、有形固定資産購入費で薬用保冷库外購入で66万円の追加であります。

以上、令和3年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 24 議案第 53 号 令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 24、議案第 53 号、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 53 号は、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出の予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 540 万円を追加しまして、総額を 3 億 597 万 7 千円とするものであります。

第 2 条は、地方債の補正変更であります。

補正予算の内容につきましては、歳出、66 ページより御説明申し上げます。

事業費、水道施設費、施設管理費の工事請負費で滅菌装置改修で 540 万円の追加であります。

次に、歳入、前ページから御説明いたします。

款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で 540 万円の追加であります。

次に、62 ページ、第 2 表の地方債の補正変更について御説明申し上げます。

起債の目的は、簡易水道事業で限度額に 540 万円を追加し、補正後の限度額を 1 億 5460 万円とするもので、限度額以外の変更はありません。

以上、令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 25 議案第 54 号 令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

について

○議長（吉田稔）

日程 25、議案第 54 号、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）とについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 54 号、令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 130 万円を追加しまして、総額を 2 億 5094 万円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、歳出、73 ページより御説明いたします。

管理費、施設管理費、公共下水道施設管理費の需用費、修繕料で然別湖畔ポンプ修繕のため 130 万円の追加であります。

次に歳入、前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 130 万円の追加であります。

以上、令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 26 議案第 55 号 令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（吉田稔）

日程 26、議案第 55 号、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 55 号は、令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）となるものです。

令和 3 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 1 万 5 千円を

追加しまして、総額を5億1666万1千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出、81ページより御説明いたします。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、地域支援事業費、項目、一般介護予防事業費は、それぞれ財源内訳の補正であります。

包括的支援事業・任意事業費、任意事業費の需用費、消耗品費で1万5千円の追加。

生活支援体制整備事業費は、財源内訳の補正であります。

次に、歳入、79ページから御説明いたします。

款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で799万1千円の追加。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で601万3千円の減額。

国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で6千円の追加。

保険者機能強化推進交付金の保険者機能強化推進交付金で71万7千円の追加。

介護保険保険者努力支援交付金の介護保険保険者努力支援交付金で73万5千円の追加。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で375万5千円の減額。

道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で3千円の追加。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援以外）の現年度分で3千円の追加。

低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で32万8千円の追加であります。

以上、令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 27 議案第 56 号 財産の取得について

○議長（吉田稔）

日程 27、議案第 56 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 56 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、町営牧場用ホイールローダー購入一式であります。

契約方法は、指名競争入札でありまして、指名業者名は、有限会社佐々木自動車、コマツ道東株式会社帯広支店、有限会社日吉鐵工車輛、以上の 3 社により 4 月 27 日に入札しました結果、入札金額を 1251 万 8 千円といたします鹿追町西 3 丁目 10 番地 33、有限会社佐々木自動車、代表取締役、佐々木幹郎氏と現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は 98.10%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 28 議案第 57 号 財産の取得について

○議長（吉田稔）

日程 28、議案第 57 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 57 号は、財産の取得についてであります。

下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、環境保全センター消化液散布トラクター・スラリータンカー購入一式であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、指名業者名は、ヤンマーアグリジャパン株式会社士幌支店、株式会社コーンズ・エージー帯広支店、インタートラクターサービス株式会社、株式会社キセキ北海道清水営業所、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、以上 5 社を指名し、株式会社キセキ北海道清水営業所が辞退したため、4 社により 4 月 27 日に入札いたしました結果、入札金額を 6886 万円といたします、芽室町東芽室基線 5 番地

3、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、支店長、木村正寿氏と現在仮契約を締結中であります。

なお落札率は81.61%であります。

以上、財産の取得について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9人

○議長（吉田稔）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 29 同意第 2 号 鹿追町副町長の選任について

○議長（吉田稔）

日程 29、同意第 2 号、鹿追町副町長の選任についてを議題とします。

松本新吾副町長から退室の申し出があります。ここで退室を認めます。

資料配付のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第2号は、鹿追町副町長の選任についてであります。

次の者を鹿追町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由といたしましては、現副町長、松本新吾氏の任期が、令和3年6月30日で満了になることとあります。

議会の同意を求める者につきましては、住所、XXXXXXXXXX、松本新吾、XXXXXXXXXX生まれであります。

氏の経歴等についてはお配りしたとおりでございます。

行財政全般に精通をしており、2期の副町長の経験を有しております。

引き続き副町長の職を担うのに適任と考えておりますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで松本新吾副町長入室のため暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田稔）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ここで、松本新吾副町長から発言を求められましたので、これを許します。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

発言の機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。

ただいま選任同意を賜わり、引き続き副町長の職を拝命することとなりました。

改めて身に余る光栄であるとともに身の引き締まる思いであります。

平成25年6月の議会定例会におきまして、議会の承認をいただき以来、2期8年の間、副町長の重責を担わせていただきました。これまでも喜井町長とともに職員一丸となって第7期鹿追町総合計画に定めるまちづくりを目指して取り組んできましたが、今後におきましても行革を進めながら様々な町民ニーズに応え、農業・観光・教育・福祉それぞれ各方面での持続可能な社会づくりを議会の皆様とともに進めてまいり所存であります。

これから3期目を迎えるにあたりまして、8年前の就任時の初心を忘れることなく、これまでの経験を生かし、喜井町長の目指すまちづくりを進め、町民の方々に住んで良かったと言ってもらえるよう引き続き全身全霊で取り組んでまいります。

今後におきましても皆様の御支援と御指導を賜わりますよう、よろしくお願いを申し上げます。

大変貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○議長（吉田稔）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 13時34分